

都市計画法に基づく開発許可制度の技術基準の一部改正について

全編

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の適用開始に伴い、旧宅地造成等規制法に関する記述のほか、関連する基準を改めました。
- ・盛土等防災マニュアルの発行に伴い、旧宅地防災マニュアルに関する記述、参照ページ番号を改めました。

第1章 開発許可基準

- 4－3 ・地区計画が定められている地区を改めました（柏原地区の削除、宇賀野西地区の追加）。

第2章 住区構成・宅地区画に関する基準

- 4－3 ・地区計画が定められている地区を改めました（柏原地区の削除、宇賀野西地区の追加）。

第3章 道路に関する基準

- 8－1 ・防護柵の設置区間が明確になるよう改めました。
- 9 ・無電柱化の検討について記述を改めました。

第4章 公園、緑地、広場等に関する基準

- 3－1 ・非自己用の場合における住宅系以外の公園等の種類を明記しました。
（「公園」→「公園、緑地または広場」）